

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○令和4年個人情報保護委員会告示第1号（個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次 [略] 【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和6年11月27日</u>）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 適用の範囲</p> <p>4-1 法第5章の規律対象となる主体 [略]</p> <p>4-1-1 行政機関等 (1)行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条</p>	<p style="text-align: center;">個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p>目次 [同左] 【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和5年12月27日</u>）時点の条番号を示すものとする。</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>4 適用の範囲</p> <p>4-1 法第5章の規律対象となる主体 [同左]</p> <p>4-1-1 行政機関等 (1)行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条</p>

第8項)。

①法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関(同項第1号)(※)

機関	法律の規定
[略]	[略]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第32条
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号)第2条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第70条の2
船舶活用医療推進本部	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律(令和3年法律第79号)第7条
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第26条
[略]	[略]

第8項)。

①法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関(同項第1号)(※)

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第32条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第70条の2
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成31年法律第18号)第2条
[加える。]	[加える。]
[加える。]	[加える。]
[同左]	[同左]

(※) 令和 6 年 11 月 27 日時点において存続するもの

②～⑥ [略]

(2)独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる次の法人をいう（法第 2 条第 9 項）。

名称	根拠法
[略]	[略]
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）
日本銀行	日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）
[略]	[略]

(※) 令和 5 年 12 月 27 日時点において存続するもの

②～⑥ [同左]

(2)独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる次の法人をいう（法第 2 条第 9 項）。

名称	根拠法
[同左]	[同左]
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）
[加える。]	[加える。]
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
[加える。]	[加える。]
日本銀行	日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）
[同左]	[同左]

(3)～(6) [略]

4 - 1 - 2 [略]

4 - 2 [略]

5～11 [略]

(3)～(6) [同左]

4 - 1 - 2 [同左]

4 - 2 [同左]

5～11 [同左]